

# 音との調和

飲食店のみなさまへ



江戸川区環境部環境課

# 目次

ページ

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1. カラオケ騒音 .....        | 1 |
| 2. 騒音の規制 .....         | 2 |
| カラオケ等の使用規制 .....       | 3 |
| 環境確保条例による規制基準 .....    | 4 |
| 規制基準のまとめ（一覧） .....     | 5 |
| 3. 事前の対策 .....         | 6 |
| 防音対策と留意点 .....         | 7 |
| 4. お店の音を調べてみましょう ..... | 8 |
| 騒音値とその大きさの目安 .....     | 9 |

# 1 カラオケ騒音

## ●周辺住民の悩み・・・

飲食店から出る音がお店周辺の方の迷惑となり、  
トラブルに発展することがよくあります。  
特に、深夜のカラオケの音は睡眠などの妨げとなる  
など周辺の方にとって深刻な悩みの原因となります。

適切な防音対策を行い騒音を防ぎましょう。



苦情を言われたら騒音の状況を確認し早めに対応しましょう。

## 2 騒音の規制

### ●きまりを守って

飲食店などの深夜営業等に伴う騒音は、  
東京都の「環境確保条例」※1で規制されています。

風俗営業や深夜の飲食店営業等の騒音は、「風営法」※2  
第15条（騒音及び振動の規制）でも規制されています。

**次ページ以降の規制内容をよく確認して  
騒音等の防止に努めてください。**

※1「環境確保条例」

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

※2「風営法」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律



# カラオケ等の使用規制

(環境確保条例 第 131 条)

すべての地域で、原則として**午後 11 時から翌朝 6 時までカラオケ等下記の機器の使用が禁止**されています。

対象営業：飲食店営業

対象地域：都内全域

対象機器：カラオケ装置・電気蓄音機・拡声装置・  
有線ラジオ受信装置・録音及び再生装置・  
楽器

## ●例外として音響機器を使える場合

- ① 防音対策を行い音がお店の外に漏れないようにした場合
- ② 住宅、病院、診療所から 50m 以上離れており  
(商業地域にある住宅等からは 20m 以上離れた場所)  
5ページの基準を越えない音量で使用する場合

# その他の環境確保条例の規制基準

## ●深夜営業等の規制(環境確保条例 第 132 条)

飲食店営業を含む条例で定めた営業では

「午後 11 時から翌朝 6 時まで」基準を超える騒音を発生させてはならない。

## ●「夜間の静穏保持」(環境確保条例 第 133 条)

何人も、夜間(午後8時から翌朝6時)においては、道路その他の公共の場所においてみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

## ●「規制基準の遵守」(第 136 条)【騒音についての抜粋】

何人も、規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

区によく寄せられる相談の紹介

深夜なのにお店の見送りの声や、帰る客の  
声が大きく聞こえてうるさい・・・



午後 11 時を過ぎても近隣の飲食店から  
カラオケの音がして眠れない・・・



こうした状況にならないよう 5 ページ以降を参考に基準を守るように取り組みましょう。

## 規制基準のまとめ

|                         | 6:00               | 20:00 | 23:00       | 6:00                    |
|-------------------------|--------------------|-------|-------------|-------------------------|
| 音響機器等の使用制限<br>(第 131 条) |                    |       |             | カラオケ等下記の<br>機器の使用が禁止    |
| 深夜営業の規制<br>(第 132 条)    | 下の表の基準を<br>守ってください |       |             | 基準を超える騒音を発<br>生させてはならない |
| 夜間の静穏保持<br>(第 133 条)    | ↓                  |       |             | 静穏を害する行為を<br>してはならない    |
|                         | 6:00               | 8:00  | 19:00       | 23:00                   |
| 第一種低層住居専用地域             | 40                 | 45    | 40          | 40                      |
| 第一種中高層住居専用地域            | 45                 | 50    | 45<br>20:00 | 45                      |
| 第二種中高層住居専用地域            |                    |       |             |                         |
| 第一種住居地域                 |                    |       |             |                         |
| 近隣商業地域                  | 55                 | 60    | 55          | 50                      |
| 商業地域                    |                    |       |             | 55                      |
| 準工業地域、工業地域              |                    |       |             |                         |

規制基準（単位：dB）

★低層住宅専用地域以外の地域では、所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、上記の数値から 5dB を減じた値となります。

規制基準について  
東京都環境局のHP  
をご確認ください→



用途地域については区情報  
サービスのHP都市計画情報  
の地図をタッチして詳細を  
ご確認ください→



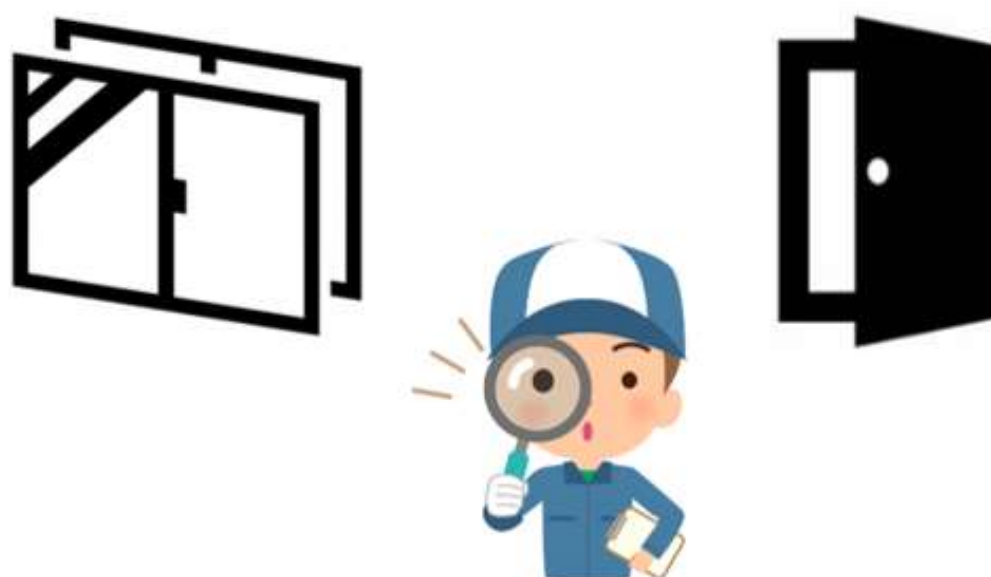
### 3 事前の対策

#### ●未然の騒音防止を

騒音によるトラブルを予防するためには、あらかじめ防音対策をとることが効果的です。

苦情があってから対策をたてるのは余分な費用や時間がかかるばかりではなく、感情的なこじれなどで解決が非常に難しくなることもあります。

また、聞く人の心理的な要因や立場によって同じ音でも感じ方が異なるため、普段からご近所の方々との相互理解と協調を深めることが、騒音トラブルを未然に防ぐことにもなります。



## ●防音対策と留意点

- ① 壁・床・天井
  - ・厚手のカーテンをつける
  - ・床にじゅうたんを敷く
  - ・すき間をうめる
  - ・遮音材・吸音材を効果的に使う
- ② 窓・ドア
  - ・すき間を遮音用パッキンでうめる
  - ・二重構造にする
  - ・ドアは重みのあるしっかりしたものにする
  - ・開けっぱなしにしない
  - ・防音仕様など厚手のカーテンを使用する
- ③ 換気扇
  - ・低騒音型にする
  - ・吸音材を内張りしたダクトを取り付ける
  - ・油汚れ掃除などをする
- ④ カラオケ
  - ・音が外にもれない程度に音量目盛を固定する
  - ・音量調整は店の人がする
- ⑤ スピーカー
  - ・住宅の方に向けない
  - ・必要最小限の数にする
  - ・壁に密着して取り付けない
- ⑥ エアコン
  - ・低騒音型にする
  - ・室外機は設置場所に注意して隣の住宅から離す
  - ・定期的に点検をする
  - ・室外機を防振ゴムなどで固定する
- ⑦ 人の声
  - ・店先では大声でお客様の送り迎えをしない
  - ・従業員への指導を徹底する
  - ・お客様に協力を依頼する

◎忘れてはならないのはご近所の方々との日常のおつきあいです。  
コミュニケーションを大切に。

## 4 お店の音を調べてみましょう

夜は周囲が静かになるので、わずかと思われる音でも問題となることがあります。

○お店の外に出て、カラオケなどの音がもれていないか調べましょう。

- ・窓やドア、換気扇のすき間から、音がもれていませんか？
- ・エアコンなどの室外機の音はどうですか？

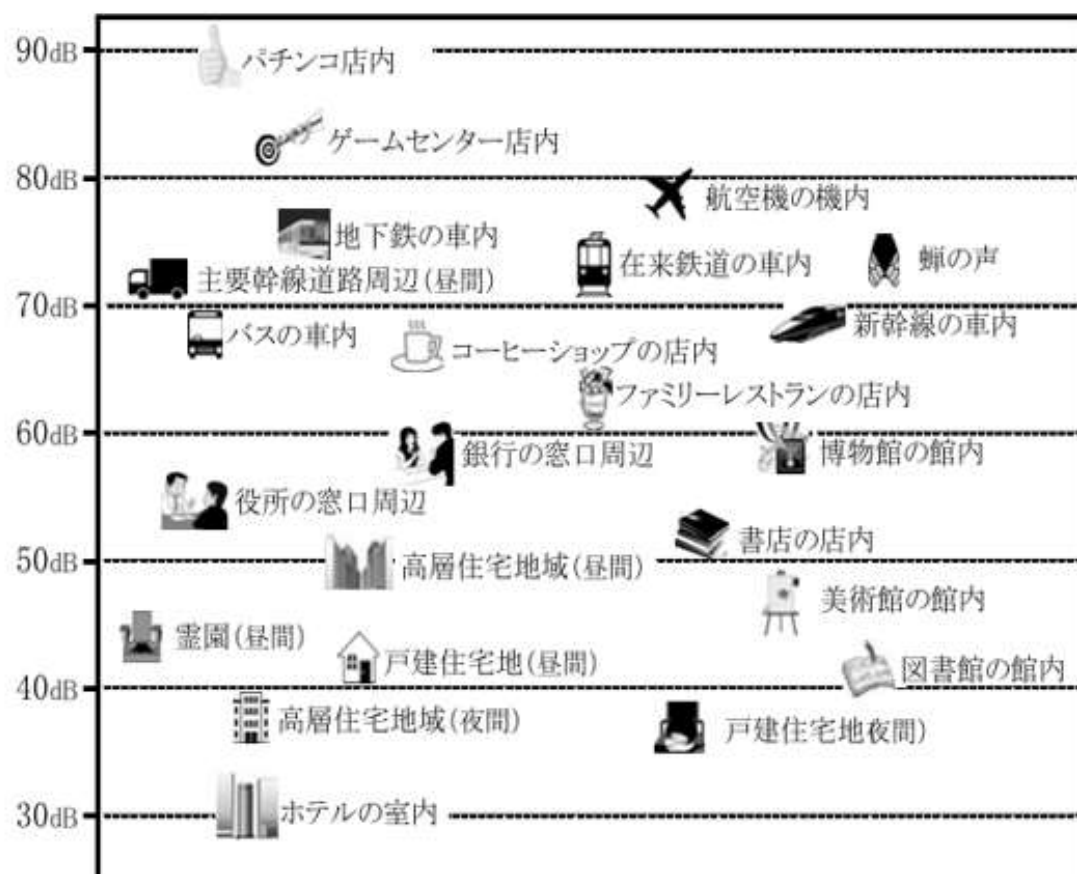
○お店の中も注意してみましょう。

- ・カラオケやステレオなど音量を必要以上に大きくしていませんか？
- ・スピーカーの向き、設置場所、管理などは適切ですか？
- ・壁や天井、床の防音効果はどうでしょうか？

問題がありそうなところは早めに防音対策をしましょう。

環境課では簡易騒音計を無償で貸し出しています。

## 騒音値とその大きさの目安



騒音の目安(都心・近郊用)(新たに作成した地域ごとによる「騒音の目安」で、都心・近郊地域を対象とした「騒音の目安」を示した。)

【出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会】

### ○問合せ

江戸川区環境部環境課相談係

(直通) 03-5662-1996

### ○防音対策の資金相談

江戸川区経営支援課中小企業相談室

(直通) 03-5662-2095

東京都産業労働局金融部金融課

(直通) 03-5320-4877

最終更新：令和7年4月1日